

出、学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「校長」の下に「教頭」を加え、「事務職員を置かない」を「教頭若しくは事務職員を置かず、又は教諭に代えて助教諭若しくは講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置く」に改め、同条第二項中「助教諭その他」を削り、同条第四項及び第五項中「掌り」を「つかさどる」に改め、同条第三項中「掌り」を「つかさどる」に改め、同項の次に次の二項を加える。

教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び児童の教育をつかさどる。

教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行なう。この場合において教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行なう。

第二十八条に次の二項を加える。

講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

第五十条第一項中「校長」の下に「教頭」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情のあるときは、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

第五十条第二項中「助教諭」を「養護助教諭、実習助手」に改め、同項の次に次の一項を加える。

実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

第五十条の次に次の一条を加える。

第五十条の二 高等学校に、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち二以上の課程を置くときは、それぞれの課程に関する校務を

分担して整理する教頭を置かなければならぬ。

第五十一条中「第七項」を「第十一項」に改める。

第七十条及び第七十条の九中「第六項」を「第八項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第七十三条の次に次の二条を加える。

第七十三条の二 盲学校、聾学校及び養護学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

第七十三条の三 寄宿舎を設ける盲学校、聾学校及び養護学校には、寮母を置かなければならぬ。

寮母は、寄宿舎における児童、生徒又は幼児の養育に従事する。

第七十六条中「第二十八条(第四十条及び第五十一条)」を「第二十八条(第四十条、第五十一条及び第八十二条)」に改める。

第八十一条第一項中「園長」の下に「教頭」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情があるときは、教頭を置かず、又は教諭に代えて助教諭若しくは講師を置くことができる。

第八十一条第二項中「前項のほか、」の下に「養護教諭、養護助教諭その他」を加え、同条第四項中「掌り」を「つかさどる」に改め、同条第三項中「掌り」を「つかさどる」に改め、同項の次に次の一項を加える。

教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び幼児の保育をつかさどる。

第八十二条中「第三十四条」を「第二十八条第五項、第七項及び第九項から第十一項まで並びに第三十四条」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(関係法律の一部改正)

第二条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十

三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「校長」の下に「教頭」を加える。

第二条中「並びに」を「定時制の課程に関する校務を整理する教頭並びに」に改める。

第三条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「助教諭」の下に「教頭」を、「養護教諭」の下に「養護助教諭」を加える。

第四条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

別表第五の備考中「専任」を「専任、兼任」に改め、同表への備考中「専任」を「専任、兼任」に改める。

第五条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「本務として定時制教育」を「定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育」に改める。

第六条 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「校長」の下に「若しくは教頭」を、「の校長」の下に「又は教頭」を加え、「教諭、助教諭又は」を「又は教諭、助教諭若しくは」に改める。

第七条 女子教育職員の出席に際しての補助教育職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教諭」を「教頭、教諭」に改める。

第八条 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十二年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「教諭」を「教頭、教諭」に改める。

第九条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「校長」の下に「及び教頭」を加え、「教諭」を「並びに教諭」に改める。

第七条中「校長」の下に「教頭、」を加える。

第十条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「校長」の下に「及び教頭」を加え、「教諭」を「並びに教諭」に改める。

第九条中「教諭、」を「教頭、教諭、」に改める。

第十一条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「校長」の下に「教頭」を加える。

第十二条 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和四十八年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「校長」の下に「教頭」を加える。

理由

小学校、中学校、高等学校等における教職員の組織及び職務を明確にするため、これらの学校に独立の職として教頭を置くことを法律上明らかにするとともに、教諭に代えて助教諭又は講師を置

くことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○稲葉委員長 本案につきましては、第七十一回国会におきましてすでに趣旨説明を聴取いたしておりますので、これを省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲葉委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○稲葉委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。山崎拓君。

○山崎(拓)委員 前国会に引き続きまして学校教育法の一部を改正する法律案、すなわち教頭職の法制化法案につきまして、再度――質疑に立つわけでございますが、たび重なる審議のたびに野党は出席をしないのであります。みずからの支持しない法案については審議に應じないという野党の態度は、常日ごろ民主化を叫ぶ野党の態度としてはまことに理解できない、理解に苦しむ態度である、これをまづ糾弾しなければならぬ、かように考えるわけであります。

先日、一般質問のうちに、わが党の深谷隆司議員から、文部大臣はなぜ所信表明のうちに教頭法制化法案に触れなかったのか、その点をただされたのであります。これにつきましては文部大臣から御回答がございましたが、この回答を朝日新聞が二月十四日の記事で取り上げておられます。その見出しは、「『新争点作り』意図か」こうなっております。私は、この記事を見まして、はなはだ遺憾に感じておるわけであります。すなわち、この内容を読んでみますと、「政府・自民党には、この法案をクローズアップすることによって物価、物不足、大企業の横暴などに対する不満を少しでもそらし、教育問題での論争を盛り上げたい

との思惑も働いているようだ。』こういう書き方をいたしておるわけでありす。まことにこの記事の書き方、日ごろマスコミの偏向がいりうと取りざたされておりますときに、私は朝日新聞の愛読者でございますので、そのようなことはないという信念を持っておったわけでございますが、この記事を読みまして、これはまさにマスコミの偏向である、そういう感じを強く持った次第であります。

そもそも、この教頭法案がそのような政府の意図、すなわち現在物価問題その他によって政府に向けられておる国民の不满をそらすためにこの法案を出した、そのような意図があったのかどうか、まづもって文部大臣にお聞きしたいと思います。

○稲葉委員長 ちょっとお待ちください。

山崎拓君に申し上げますが、ただいまのあなたの発言中、この本委員会が――に入っているような、そういう御発言がありました。審議ということは大抵いやることで、単独とは結びつかないことばでありますから、御注意を申し上げておきます。

速記録においては、委員長において適宜これを処置いたしますから、さように御承知願いたい。○奥野国務大臣 教頭職法制化の提案は昭和四十三年に始まるわけでございます。あえて今回特別に提案をしたわけではございません。四十三年に提案したわけではございません。四十三年に提案いたしました以来、野党の理解も求める努力を与党においてもいぶん重ねていただいております。かように考えるわけでございまして、六年目にもなるわけでございまして、争点づくりというようなことよりも、だれが考えても、校長、これを助ける者として教頭、全く普通のことではないだろうか。これを法律の上に明らかにするだけのことでありまして、企業におきましても社長を助ける者がいろいろあるわけでございまして、国会におきましても、議長を助ける者は副議長等としてあるわけでございまして、何ら奇異な法案ではない、かように考えておるわけでございまして、全く常識的な、皆さん方に御理解いただける法案

だと確信いたしておるわけでありす。

○山崎(拓)委員 ただいま文部大臣から、全く奇異な法案ではない、常識的な法案であるというお話がございましたが、私は、そのみならず、この教頭法というのは非常に大切な法案である、もしかりに六年前に提案されたその時点においてこの成立を見ておったとするならば、日本の教育の正常化は非常に進んでおっただろう、今日のような非常に現場が混乱した状態というのは相当防げたのではなからうか、こういう予感を持つわけでございまして、そういった意味でこの教頭法こそ一刻も早く成立を見なければならぬ法案であつた、かように存するわけでございまして、本委員会におきましては何が何でも成立をさしていただきたい、それが私どもの役割りである、かように存する次第であります。

さらにこの朝日新聞の記事によりまして、奥野文部大臣がこの日の委員会において、日教組は資本家階級を倒す大衆階級とみずからを規定しているが、その一方で憲法を守れと主張するのはおかしいという指摘をした、早くも挑発的な答弁をされた、こういうことがこの記事に載っておりますわけでございまして。この趣旨の御発言は、私もその委員会に出席いたしておりました、確かに承ったわけでございます。日教組は社会主義革命を目ざすイデオロギー集団であるという御指摘が確かにあった。これに対して共産党の委員から、一体日教組が社会主義革命を目ざす集団であるという証拠はどこにあるのか、こういう強い迫り方があつたのを記憶いたしておるわけでございまして。この新聞記事が伝えておりますように、はたして奥野文部大臣は意図的に、いわゆる野党を挑発するためにこのような御発言をなさったのかどうか、私はお聞きしたいと思つておるわけであります。

○奥野国務大臣 日教組のあり方につきましては国民皆さん方の御理解を得るようにもっとPRをすべきではないかという趣旨の深谷議員からのお尋ねがございました。私はPRするとか挑発するとかいうような意図は何ら持つておりませんで、日

教組がどういう性格のものであるかということに触れただけのことでございす。それよりも私は、もしそういうような論調がございすならば、昨年の群馬の大会におきまして、日教組が、ことしの春闘では一日ストライキをやるのだということをきめておるわけでございす。しかもまたこのストライキをやるために、ことしに入りましてからも会合を重ねておるわけでございす。こういう姿が教育者として適当であるかどうか、私はむしろ批判の論説を向けていたございす。そして教育に情熱を傾けてくださる先生方であるようにマスコミの皆さん方にも御努力いただけたらうか、こんな感じを非常に強く抱くものでございす。今度の教頭職法制化の問題にいたしましても、日教組の諸君は反対をしておられます。その反対の趣旨は、管理強化だ、こういう議論のようでございます。私は、職場の管理が適正に行なわれなければ、そこのいろいろな作業の効果というものが発揮できないじゃないか、かように考えるわけでございまして、管理が適正に行なわれることがきわめて必要なことでございまして、ある意味においては管理が十分に行なわれないうちにして組合が思うように振り回したいと思つてゐるのだ、こんな見方もできないわけじゃないかと、私には、文部省のとつております態度につきまして御批判があつてついでございすけれども、組合の態度についても、そういう場合にはあわせて批判をしていくというようなことで進んでもらいたしませんと、国民の皆さん方を誤解させてしまふのじゃないだろうか、いまお話を伺いながらそんな感じを強くさせられたところでございす。

○山崎(拓)委員 私もただいまの文部大臣のお考えに全く同感であります。そもそも政治的な中立を守らなければならぬ先生方の集団がストライキを堂々とやる、争議権を持たない職員団体が堂々とストを公言してはばからぬ、実際にそれを実行する、このようない日教組の性格規定について、先ごろの審議の際に文部大臣が指摘を

されましたその点、社会主義革命を目ざすイデオロギー集団である、この点を、むしろ挑発というようなことではなくして、この際明確にされたほうがいいと私はあえて考える次第であります。

日教組の倫理綱領につきましてもあまりにも有名であります。文部大臣が答弁の中でおっしゃいましたように、おそらくやがて文部大臣としてのお考えの根拠を資料として提出されるということでございますので、きょうはこの点についてあえて議論は避けたいと思ひますけれども、倫理綱領の第一項の中で、平和の擁護、民族の独立、搾取と失業のない社会の実現はわれわれに課せられた歴史的課題である、そういうことを言っておるわけでございます。現在わが国はまさにこの平和と失業のない社会の実現をやっておるわけでありす。そういう実情でありながら、なおあえてこういう倫理綱領を今日もなお採用しておるといふことは、彼らの言っておる搾取と失業のない社会の実現というものがまさに社会主義革命を目ざすといふことにほかならないわけでありまして、共産党の委員からも要求があつておりますが、ひとつ近々のうちにこの点をつまびらかにしていただきたい、かように存する次第であります。

そこで、教頭法の中に質疑を移したいと思ひわけでございますが、日教組は、この教頭法案につきましても、教育現場に管理体制を持ち込むもので、教員の職階制を導入するといふねらいがあるわけでありまして、これは反対をいたしておるわけでありす。これも朝日新聞の記事であります。それから第二点は「教頭職」をアメラにして校長になれない四十歳代の教員の不満を吸収し、反組合的活動を強めさせようとしている、こういう諸点で野党並びに——野党と申ししても民社党は違ひますが、社会、共産、公明三党と日教組はこういう論点から反対をいたしておる、こういうことであります。

この二点につきましても、文部大臣の見解を承りたいと思ひます。

○奥野国務大臣

いまおっしゃいました二点、一つは管理強化というおことばがございました。やはり職場の秩序を維持していく、それぞれ責任を明確にいたしましてお互いに協力をし合う、これは非常に大切なことではないか、かように考えるわけでございます。校長を助ける者として教頭がけつていく、法律でもその性格を明確にする、これはきわめて大切なことではないかと思ひます。

けさ、ある新聞を読んだら、山形の教研大会でございまして、その中で、ある女教師が、教育課程の自主編成権がいわれている、文部省のつくつてゐる学習指導要領は法的拘束力は持たないんだ、こういうけれども、それじゃ私たちが組合の指導に従ふといふことなのか、文部省のそういう指導に従ふのかあるいは組合の指導に従ふのか、どつちにも問題があるんじゃないだろうか、こういう発言がございました。まさに組合が現場を自分の考えたとおりに持つていきたいといふことである場合、校長さんもないほうがいい、教頭さんもないほうがいい、組合管理でいくんだ、こういうことであるかもしれない。私は、どういふ意味で管理強化だから反対だと言つておられるのか知りませんが、おおよそ職場現場においては秩序が立つていなければならぬ、あつちの職場におきまして、社長さん一人だ、議長さん一人だといふようなことではなしに、必ず助ける者があるはずだ、そういうことを通じて職場の秩序が守られていくのじゃないだろうか、こう考えているところでございます。

第二番目に、職階制を持ち込むものだ、こういうお話のようでございます。二つとも相関連した反対意見のようでございますけれども、職は、全く同じでございます。それなのに責任を分かち合つておるわけでございます。その責任には違ひがございす。そこをやはり明確にしながら協力をしていくこと、これが私は大切ではない

か、こう考えるわけでございます。教頭という

のも一つの職でございます。その職を明確にする、そういう教頭としての責任を法律上明らかにしていくといふことは大切なことではないだろうか、こう考えるわけでございます。現在にも校長という職があり教頭という職があるわけでございますけれども、これより明確なもの——教諭が教頭の仕事もやるのだといふことでございますけれども、教頭としてやらなければならぬ仕事は大部分なものでございすから、教頭として職を明確にしよう、こう考えているところでございす。

○山崎(拓)委員 先般出されました中教審の答申の中でも「各学校が、校長の指導と責任のもとにいきいきとした教育活動を組織的に展開できるよう、校務を分担する必要な職制を定め校内管理組織を確立すること」が必要であるといふことを述べておられるわけでありす。また「学校全体の教育方針と教育計画が確立され、その実現に向かつて教員各個人が積極的に連携協力できる態勢を作り上げる必要がある。このような学校全体のまとまりを維持し、その内容を高めていくために適切な指導性を発揮することは、校長の重要な任務である。また、今後における教育方法の刷新を進めるためには、個々の教員の特性に応じた役割分担と組織的な協力体制を取り入れた新しい学校経営の方式が必要とされる。これらの必要に応ずるためには、学校の種類や規模およびそれぞれの職務の性格に応じて、校長を助けて校務を分担する教頭・教務主任・学年主任・教科主任・生徒指導主任などの管理上、指導上の職制を確立しなればならない。このような指摘がなされておるわけでございます。しかしながら、現実の教育現場の実態を見ておると、こういう管理運営組織はほとんど改善の実をあげてない、このような感じがするわけでございます。今日もなお日教組が主張いたしますように、職員会議が学校の管理運営について非常に容喙をいたしておりまして、いろいろな意味で弊害が出てきているように感ずるわ

けでございす。日教組のほうは、よき組合員こそがよき教師である、こういう前提に立つておるわけでございます。したがつて組合の分会活動が活発な学校こそりっぱな学校である、こういう考え方を持つておるようでございます。今日の教育の現場におけるこのような実態につきましても、どのようなお考えをお持ちであるか、初中局長、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○岩間政府委員 ただいま先生が御指摘になりましたように、学校は教育を通じて国民に奉仕をする機関でございます。したがつて、その効率が最も高く上りますように、学校自体といふに、組織だつて秩序正しく整備されていく必要があるといふこと、これはもう当然のことでございます。ただいまのたてまえでは、校長が全体の責任を負う。それを助けて教頭といふふうな職がある。それから一般の教員は、校長を中心にしたしまして相協力して国民に対するサービスと申します。奉仕を行なうといふことでございす。が、実態をいたしまして、ただいま先生が御指摘になりましたような事態がある。それがまた教育の現場を混乱させておるといふふうなことは、私もたいへん遺憾に考えております。

御指摘になりましたような教職員会議、これは先生方の意思を疎通し、あるいは校長が先生方の意見を吸い上げるといふふうな仕組みとして、これは従来からもあつたわけでございますけれども、しかしながら、これはあくまでも、性格をいたしましては諮問機関と申しますか、やはり校長を助けていろいろ意見を申し上げるといふふうな、そういうたてまえに改められたものでございまして、それがたてまえに大学の教授会でございますとか、そういうふうな法的に認められておりますようなものとは全然性質が違つてございす。いわんや議決機関といふふうな形で学校の運営を事実上左右するといふふうなことは、現在のたてまえから申しますと、これはあつてはならな

いことであるというふうに私も考えておるわけでございます。

先生御指摘になりましたような方向で、国民に対する奉仕あるいはサービスというのが最大限に発揮されまうように、学校の秩序を正しくしていくということを、私もこれからそういうふうな方向で努力をしたいというふうに考えておるわけでございます。

○山崎(拓)委員 このような職員会議のあり方でございますが、職員会議は、いろいろな面で学校の経営、管理運営事項に口ばしをはさむと申しますか、非常なネックになっておるわけでございますが、あまつさえ教頭の選任に際してもこの職員会議が非常な発言をする実態がございます。数年前から東京都の教育委員会においても、東京都教組の間に、教頭候補者の信頼度調査、そういうものを行なわせしめておるといふ実態があるように聞いておるわけでありまして、すなわち、ほとんどの学校で教頭の候補者に対する全員投票を行なわして、その結果を教育委員会に報告をせしめておるといふ実態があるように聞いておるわけでありまして、また、これはことしも行なわれたそうでございますが、現在教頭の地位にある方々に対して、教頭の信任投票をやっておる。それを教育委員会に報告をして、教頭の異動について教組が干渉をしておるといふ事実があるように聞いておるわけでございますが、この点についてはいかがでございますか。

○奥野國務大臣 日教組あるいは教職員組合の方が憲法を守るといながらそのような行動をとっておられるところに、行動においては憲法を破っておるのではないかと、私にはしばしば申し上げるわけでございます。日教組の考え方がいふことを言っておられる個所がございます。組合がいろいろなことを決定していくような気持ちを持っておられるようでございます。一体どこからそういう権能が与えられてきているのだからか、どこにもないのであります。憲法の前文には、

「日本国民は、正當に選舉されに國會における代表者を通じて行動し」、「ここに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と、議會制民主政治の原理をうたつておるわけでございます。国会におきまして法律を制定して、地方団体の長が公選によつて選ばれる、その選ばれた長が教育委員会の委員を、議會の承認を求めて決定をする、この教育委員会が教頭をきめる、こういうような筋道を立てておるわけでございます。それを、組合の推薦に基づくとか、あるいは組合が議決をするとか、あるいは組合と言わぬ場合には職員會議というとか、というふうなことでございまして、そういうふうなところは一体どこから出てきたのであらうか、どこにもないのであります。法的な根拠は何もなく、そんなことを一方的に宣言しておられるわけでありまして、これが憲法を無視する行動ではないか、私はこう考えておるところでございます。あくまでも憲法の筋道に従つて行動してもらわなければならぬ。ことに組合は、地方公務員法に基づいて組合をつくるのが認められておるわけでございますが、それは法律に明らかに書いてありますように、勤務条件の維持、改善をはかることを目的とするわけでございます。勤務条件と何ら関係のないことにつままして、ことさらに組合の名において行動されるということは法を逸脱しているものではなからうか、私はこういう疑問を持ち続けているものでございまして、お互いに、みんなが謙虚におのれを反省しながら努力を続けていく体制をつくり上げていきたいものだあと、かように念願をしておるところでございます。

○岩間政府委員 先般深谷先生からも御指摘がございまして、またたいた先生からも御指摘があつたわけでございますが、私も、東京都の教育委員会を通じて、その実情をたたいま調べているところでございます。ただ、いままです提出された教育委員会の教頭選考に関する要項と、その中を見ますと、教頭候補の第一次選考は、「本人の実績と筆答成績」とを

とにして決定をする。実績は、教職員、校長の意見、地教委所見の三者を資料として、都教委がきめる。ここに「教職員の信頼」ということは出ておるわけでございますが、その具体的な内容として、これは、「ア」として、「校長は自校の受験者について選考資料を作成する。校長が選考資料を作成する場合は、所属職員の意見を十分に聞き、その結果を記載する。」ということが書いてございまして、これがこの「教職員の信頼」というふうな点の具体的な決定のしかただといふふうに考へるわけでございます。ただいま先生が御指摘になりましたように、教職員會議が議決機関としてそういうものをきめて、それを、ことばは悪うございしますが、校長に押しつけると申しますか、そういうふうなことはこの文章からはうかがい得ないこととでございます。そういう意味から申しますと、そういうふうな実態がございました場合には、その都できめられた規定にも反するということとが指摘できるのじやないかというふうに考へる次第でございます。

○山崎(拓)委員 確かに形の上では教育委員会が任命するといふ形をとっておると感ずるのです。しかしながら、実態的には校長が所属職員の意見を徴してきめる、あるいは仲間の信頼度が一つの大きな要素になるということとは、ことばの上では確かに大切なこととございしますが、しかし、ただいま申し上げましたように、実態的にはやはり組合の信任がなければ教頭に選任しないぞというところにつながつておる、私もそういうふうな教育現場の人から聞いておるわけでありまして、そうなりますと、やはり組合員の覚えがめでたくなければ教頭になれない、こういうことになってくわけでございます。まして、管理運営に専念する気持ち、あるいは、教師として児童教育に愛情を燃やして、情熱を燃やして打ち込むということよりも、組合の人氣取りに奔走しなければならぬ、あるいは、不当な組合活動に引きずられていかなければならぬ、そういうことに現実にはつながつておる、私

はこういうことを聞いておるわけでございます。したがって、文部省におかれましては十分この実態を調査せられまして、しかるべき行政指導を東京都の教育委員会にされまうように要望を申し上げたいと思ひます。この点について初中局長、いかがでございますか。

○岩間政府委員 ただいま調査を続行中でございます。ただいま先生が御指摘になりましたことは、まことにこともつとでございますから、そういうふうな指導してまいらうということにいたしたいと考えております。

○山崎(拓)委員 この職員會議の問題で、私の選挙区は福岡でございますが、福岡で最近PTAその他の方から非常に強い疑問や批判が出ておる点があります。それは東京その他の地区においても同じようなことが行なわれているということを聞いておりますが、日の丸君が代を一切教育現場に持ち込んで行なわれないといふことを各学校の職員會議で決議をいたしまして、校長先生がいろいろな学校行事を行なう際に、国旗を掲揚したり君が代を歌ったり、そういう方針を打ち出しまして、これを拒否して実行に移させない、こういうことがしばしば行なわれておるわけでございます。このように日の丸、君が代の問題は、これは校長の管理運営権限に属さないのかどうか。その点について初中局長いかがですか。

○岩間政府委員 校長は校務につきましても全体の責任を持つておるわけでございます。最終的な決定と申しますのは、これは校長が行なう。もちろんその過程におきまして教職員の意見を聞くということはありまして、最後の決定は校長が行なうということとは当然でございます。

ただいまの国旗、国歌の問題、これにつきましては、文部省におきましても、祝日等におきましては国旗を掲げ、国歌を斉唱するということが望ましいというふうな指導をいたしておるところでございます。それに基づいて校長が祝日その他学校行事等におきまして国旗を掲げ、国歌を斉唱

させるという事は、何ら差しつかえないことと
ございます。

○山崎(拓)委員 私は、選挙区で、選挙区の校長
会の皆さんあるいは教頭会の皆さんとしばしば懇
談するわけでございますが、その際、自分たちは
日本人である以上国旗を掲揚し、君が代を歌うと
いうことが非常に大切なことであると考えてお
る、これはぜひ教育の分野で自然に愛国心を養う
という趣旨でやっていく必要があると考えてお
るけれども、しかしながら、組合の強い抵抗にあつ
て、非常にそれを実施することがむずかしい実情
になっておる、こういうふうに話しておられる
わけでありませう。

加えて、文部省の出しておる学習指導要領の中
で、「国民の祝日などにおいて儀式などを行なう場
合には、「国旗を掲揚し、「君が代」を斉唱させる
ことが望ましい。」というふうになっておるもの
だから、したがって、これは「望ましい」となつ
ておるだけであつて、やれ、国旗を掲揚し、君が
代を斉唱させるべきだ、こうなつてないので、文
部省の学習指導要領自体が非常に弱いのではない
か、こういう指摘をしておるわけでございます。
少なくとも日本国民たる以上は、国旗を掲揚し、
国歌を斉唱するという事は、これはあたりまえ
のこととございます、学習指導要領がどうして
こういうことになっておるのか、その点について
大臣いかがでございますか。

○奥野国務大臣 敗戦の当初は、占領軍から国旗
の掲揚、国歌の斉唱は許されませんでした。独立
いたしましたからはもちろんそういうことは自由
にふるまえるわけでございますけれども、そうい
う過程を経てきているものから、学習指導要
領も御指摘のような形になつていゝと思ひます。
将来、こういう問題につきましても、適当な機
会にまたう一度検討していただきたいと思います。
針を明らかにする方が適当ではなからうか、私
もかようにも考えるわけでございます。学習指導
要領全体のあり方につきまして、適当な機会に適

当な機関にはかる必要があるか、かように思ひ
ます。

○山崎(拓)委員 日教組は、民主教育、平和教育
の名において、君が代、日の丸反対闘争をやつて
おるわけでございます。今日の日本の社会の非常
な大きな混乱、物価高、もちろん政治の責任があ
ることを率直にわれわれは認めなければならませ
ん。しかしながら、買ひ占め、売り惜しみあるい
は買ひだめに狂奔する国民の姿を見ておりますと
きに、もちろん政治姿勢あるいは政策の転換もは
かなければならぬけれども、戦後の教育のひ
ずみがまさに集中的にあらわれてきておるのを感
ぜざるを得ないわけでありませう。日教組は、いわ
ゆる平和教育の名のもとに、国家主義を排するとい
うようなことを言つておるわけでありませう。し
かし、国を愛さない、みずからの利益よりも公の
利益を優先して考えさせる精神というものを日教
組が教育の中で排してきた以上は、私はその罪は
やはり戦後の教育の中にもあるということを痛感
するわけなんです。その点、文部大臣いかがで
すか。

○奥野国務大臣 ちょっと正確に理解しがたかつ
た点がございますので、事務当局から答へさせて
いただきたいと思います。
○山崎(拓)委員 日教組が、平和教育の名もと
に日の丸、君が代の反対闘争をやつてきたわけで
ありますが、今日一斉に吹き出しておる日本の国
民精神の退廃状況、すなわち私益のみを追求して
公益を重んじない、そういうあり方というものが、
やはり日教組教育、すなわち国家とか公とか
か、そういう問題をむしろ否定して、個人主
義、個人の利益や欲望の追求のみをあたかも鼓吹
するような教育内容になつてしまつておつたとい
うこの現状が、もちろん今日の政治責任や政策の
誤りもありましようけれども、一つの大きな要因
になつておるといふことを私は感ずるのでござい
ますが、その点について、戦後の教育のあり方につ
いて、文部大臣の御所見をお伺ひしたかつたわ
けであります。

○奥野国務大臣 たいへん恐縮でございませう。
御指摘のとおり私も考えておるわけでござい
まして、戦前の教育の反省の上に立つて戦後の教
育が行なわれてきた。戦前の教育の反省の上に
立つてというところになりますと、超国家主義の教
育が行なわれておつた、その反省の上に立つて戦
後の教育が行なわれてきた、こう考えるわけでご
ざいます。そういう戦後の教育をどういふことば
で表現するかはいろいろ議論があると思ひますけ
れども、ある意味においては超個人主義の教育、こ
う申し上げてもいいのじゃないか。私は、これから
は過去三十年近い超個人主義の教育の反省の上に
立つて新しい教育を編み出していかなければなら
ない、こんなことを言つておる人間でございま
す。やはり戦前の教育の反省の上に立ちまして、
個人の充実が大切だと強調されてまいつたと思ひ
ます。それはもちろんそのとおりだと思つてござ
いますけれども、個人は社会の中にあつての個
人でございませう、社会全体が充実しなければ
個人も充実しない。にもかかわらず、国家とか社
会とかという問題に触れることをことさら避けて
きた。そして個人の充実を説いてきた。個人の充
実が、そういうことでありますので自然利己主義
に走つてきたというふうなきらいが多分にあつ
た。したがつてまた、国家社会に關するようにな
ると、国旗でありますとか国歌でありますとかとい
うようなことをことさらにいひがしろにしてき
た。こんなことを言えるのじゃないか、私はかよ
うに考えるわけでございませう。

一昨年の五月に沖繩が日本に復帰しました。そ
れを記念いたしまして体育大会が沖繩で持たれた
わけでございませう。私も沖繩に参つたわけでござ
いませうが、そのときに、沖繩の教職員組合の
方々が、競技の開催されます各市町村に對しまし
て、国旗の掲揚反対です、国歌の斉唱反対です
よ、そういうことをされる市町村には競技の運営
に協力しませんよと、こんな申し入れをされたわ
けでございまして、日本が独立を回復した当時の
前後とよく似ているんじゃないだろうかという感

じも持つたわけでございまして、その後には沖繩の
県会議員の方々、各党派を網羅して東京に來られ
ました。私はこの話を持ち出して、この話を
聞いたときに私は沖繩の皆さん方が日本人にな
るのはいやだと言つておられるように聞かえまし
たよ、こんなことを申し上げたわけでございま
して、そうしましたら、帰りがけに二、三の方々が、た
いへんよいことを言つてくれましたと言われた県
会議員の方もいらつしやいました。やはり超国家
主義の教育の反省の上に立つことは必要だけれど
も、また、そのことが逆に国家、社会を忘れても
いけないという反省をいま私たちは持たなければ
いけないのじゃないだろうか、かように考えてい
るわけでございませう。日教組の皆さん方につきま
しても、いま申し上げましたような気持ちをひと
つ反省していただきたい、かような念願をするも
のでございませう。

○山崎(拓)委員 この問題は、もちろん学校行事
の中で国旗を掲揚したり君が代を歌つたりするわ
けでございませうが、やはり基本的な校長の教育方
針に基づいて行なわれるものである、かように私
は考えておるわけでありませう。校長の学校経営と
いふのは、都道府県の管理運営規則によつて行な
われるわけでありませうが、この管理運営規則に
よつて行なわれる校長の決定事項の中に教育方針
というのには含まれておりますか。初中局長、いか
がですか。

○岩間政府委員 教育課程について申し上げます、
教育課程の基準は、学習指導要領という形で文部
大臣が定めるわけでございませう。それに基つきま
して、各教育委員会におきまして教育課程のさら
にこまかい編成の方針をきめまして、具体的な教
育課程というものは、これは学校で定める、つま
り校長がきめるということになるわけでございま
すから、当然含まれるというふうには御理解いた
だいてつこうだと思ひます。

○山崎(拓)委員 ところが、日教組の主張による
と、教育課程の自主編成権は教員が持つておるん
だ、こういう主張をいたしております。学校教育

法の中に、教諭は教育をつかさどる、こういう明確な規定があつて、その前段の校長は所屬職員を監督するということにはなつておるけれども、教育をつかさどるということにはなつてないのだから、校長が教育の中身に入ってくるということ、これは法律違反である、こういう主張を日教組がやつておることは御承知のとおりであります。この点について、文部省の見解をお聞きしたいと思ひます。

○奥野國務大臣 日教組のほうで、教育課程の自主編成権といふことをたいへんのごろ強調しておられるのでございます。私も、その理屈がよくわからないのでございます。よくわからないのですが、どうもこういう気持ちで言うておられるのではないかなと推測をいたしております。教育権は国民にあるのだ、それはよくわかるのでございますけれども、その次に、その国民の教育権を教師が信託されているのだ、ここになりますとさつぱりわからないのであります。一体どういう過程を経て教師が信託を受けたのだらうか、何もございせん。あるいは教師集団が信託を受けている、これもまたどうしてそういう過程になったのかさつぱりわからないわけでも、国民主権といふものによつての正しい理解がないんじゃないだらうか、議會制民主政治といふものをわきまえておられないんじゃないだらうかという疑問を持つわけでもございせん。あくまでも議會制民主政治のもとにある国民主権でございせん。国民の考え方、これは正當に選挙された代表者がいろいろの方針をきめていくわけでもございせん。学校教育法という法律をつくつておるわけでもございまして、この学校教育法の中で、教育課程は監督庁がこれをきめるのだ。この規定を受けてまして学習指導要領が定められる。この学習指導要領を受けて学校が教育過程をさらに具体的に作り上げていくということでもございまして、別に教師が信託を受けているとか教師集団が信託を受けているとかいふような根拠はどこにもないわけでもございせん。教育課程

程の自主編成権といふことを盛んに強調されておるようでもございせんけれども、その論理がどこからきておるのやら私にはさつぱりわからない。推測すれば私がさきに申し上げたようなことじゃないか、かように思ふわけでもございせん。それは全く憲法といふものを無視したものの考え方だといふことに結論づけざるを得ないのじゃないだらうか、かように考へておるわけでもございせん。

○山崎(拓)委員 私も同じ意見を持つておるわけでもございせんが、日教組の言うところの、教育権は国民にありといふことは私も同意でございせん。しかし、教育権は国民にありといふことは、国民が直接一人一人の教師に教育権をゆだねたといふことではないのでありまして、やはり国民の代表たる国会において教育の方針といふのは出されてしかるべきであるし、それを受けて文部省が教育の大綱を決定すべきである、私はこのような私見を持つておるわけでもあります。

ただいま申し上げましたように、学校教育法の中で、校長は所屬職員を監督するといふ規定がございせん。ところが、今回の学校教育法の一部を改正する法律案を見ますと、教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び児童の教育をつかさどる。こうなつております。そういたしますと、この校務を整理するといふ概念の中に、はたして教師が所屬職員を監督する権限が含まれておると考へていいの、その点について文部省の解釈を聞きたいと思ひます。

○岩間政府委員 教頭は校長を助けるわけでもございせんから、その限りにおきまして校長からの委任によりまして所屬職員を監督するといふことは当然あり得るわけでもございせん。校務を整理するといふことば、これはほかの行政の機関でございまして、たとえば事務次官などが省務を整理するといふふうなことを使つておりますけれども、やはり次官でございまして、大臣と省員の間に立ちまわつておる調整をするといふふうな職務が大事な職務じゃないかと思ひますが、整理すると申しますのは、その組織全体を円滑に運営する

していくと申しますか、そういう役割りを果たしていく、俗なことばで申しますと、女房役といふふうなことばも使われておりますけれども、そういう感じのことばであらうといふふうに考へるわけでもございせん。

○山崎(拓)委員 初中局長は、先般の国会でも同じような御答弁をいただいたわけでもございせんが、この管理といふ概念でございせんが、管理職といふのは、管理もしくは監督といふ権限を持つた者を管理職といふのだといふ一般的な解釈があるわけでもございせんが、「校長を助け」と、こうなつておりますから、確かにたまたまのお話のように、次官が大臣を補佐すると同じような意味で校長の管理権限といふものをそっくり受け継ぐのだ、こういうお話であらうかと思ふのであります。しかし私は、やはりこの教頭の職務権限の中に、一般職員を管理監督するといふことを明確にしたほうがいいのではないかとこのことを明確にわけでもございせんが、その点いかがですか。

○岩間政府委員 監督の権限と申しますのは、これはたまたま文部省でございまして、文部大臣お一人にあるわけでもございまして、あくまでも次官は大臣をお助けして職員を監督する、そういうふうな性質のものであるといふふうに考へるわけでもございせん。前に、これは明治の初めのころにつくられた尋常師範学校官制といふふうなものがございまして、そこに教頭の規定がございせんが、その規定には若干そういうふうな感じのことばがあつたように思ひますけれども、したがうして、先生のおことばが間違つておる、あるいはそういうふうな規定をしてはいけないといふふうなことでは決してございせんけれども、やはり監督管理の最終責任者でございせん校長が、あくまでも一人であつてそういう権限を持つておられるといふことを明らかにしたほうがよろしいのじゃないかといふことで、教頭の場合には「校長を助け」といふふうな表現で、そういう問題をあらわすといふふうな表現でございせん。

○山崎(拓)委員 前回の質疑とダブつてまいりまされども、教頭の管理権限につきましては、昭和三十三年の学校教育法施行規則の一部改正によつて、第二十二條の二の第三項において「教頭は、校長を助け、校務を整理する」といふことが規定せられて、充て職ではありますけれども、一応教頭の立場といふのがかなり明確にされておるわけでもあります。今回の改正で、校長に事故あるときはその職務を代理し、校長が復職したときはその職務を行なふこととすることといふことが、ここに加えられておるわけでもございせん。この点が従来と最も違つた点ではないかと思ふのであります。これは実態に即してこのような明確な打ち出し方をする必要があつてなされるものと思ふわけでもございせんが、その点いかがですか。

○岩間政府委員 全く御指摘のとおりでございせん。ただ、補足して御説明申し上げますと、現在の規定は、これはいわば職務命令のようなものでございせんので、現実問題としましては、御指摘のように、校長の代理をするといふふうなことも事実上の問題としてはあるわけでもございせんけれども、しかしながら、これは法的に見ますと、校長に属しておる権限を代理するといふことはできないといふふうに解釈するわけでもございせん。校長に事故がありまして、あるいは校長が欠けておりましたりいたしました場合に、校長の権限でございましてたとえば入学でございまして、転学でございまして、退学でございまして、とか、そういうものをかりに許可をいたしましたとしても、それは法的な効力を持たないといふふうなことになるわけでもございせん。その点が現在の規定ではまことに不備でございせん。そういう意味でここに法律を提出いたしましたので、その正式の代理の権限といふものを明らかにしようといふのが、今回の改正の一つのねらいでございせん。

○山崎(拓)委員 ただいまのお話のように、この点が一番大事な点ではないかと思ふのですが、現在、校長が不在になりました場合には、市町村

教委において教頭を校長代理に任命しなければ、その職務権限を代行できないという実情になっております。しかしながら、長期に校長が欠ける場合におきましては、そのような措置が行なわれるわけではございますが、短期間たまたま校長が不在になりますときに、教頭がその職務を代行する、せざるを得ないわけではございますが、しかしやりまして、ただいまのお話のように法律的な裏づけがないということ、非常に弱い立場になっておる、そのことが教育現場の混乱をもたらしておるという例があるようにあります。そういうことで、私はこの点は非常に大切な点である、このように考えておるわけでありまして。

さらに、中間管理層をどうするかという問題もあわせてあるわけではございますが、本改正案の中には、その点は全く触れられていないわけでありまして、やはり将来的には学年主任、教務主任等、管理体制というものはもう少し明確に機動的にやっていたいかなければならない、こう思うのであります。将来に対する考え方がどうかです。

○奥野国務大臣 先ほど来お話しになっているような構成を学校によつてはとっているところもたくさんあるようにございます。やはりそれぞれの責任を明確にして協力し合う体制を確立すること、まことに重要なことだと考えるわけではございます。しかし現在は、教頭職につきましても法制化ができていない段階でございますので、教頭職の法制化をまず達成させていただきます。さらに多くの方々の御意見に従いまして、どのような方法をとることがよいか、よい方法を探っていきたい、求めていきたい、こう思っているところでございます。

○山崎(拓)委員 教頭は、先ほど申し上げました学校教育法施行規則の改正あるいは昭和三十五年以来の管理職手当の支給、また昭和四十一年のILO第八十七号条約批准に伴うILO体制に入ったことによりまして人事院規則の改正が行なわれた等、教頭の管理職としての位置づけというのは明確になってきておるわけではございますが、

先般の国会で私が質問をいたしましたときに、教頭の地位にありながら組合に入っている者はいないという初中局長の御答弁でございました。しかし、いろいろ聞いてみますと、形の上では組合員というところにはなっていないけれども、実態は組合活動をやってゐる者あるいは組合費を払つてゐる者、そういう実態的に組合員である者が教頭の中に入っていることを聞いておるわけではございますが、これは非常におかしいことであると思ふのであります。いかがでございますか。

○岩間政府委員 先般お答え申し上げましたのは、ちよつと記憶が不確かでございますけれども、職員団体の中に管理職の者が入った場合には、それは法律で保護される職員団体にはならない、そういう意味で職員団体には管理職が入るはずがないというふうなことを申し上げたように記憶をいたしているわけではございまして、一般の教員の職員団体の中に管理職である者が入った場合には、それは法律で保護する職員団体にはならない。もし管理職の方が職員団体に入りたと思はれるなら、管理職の方だけの職員団体をつくりなるといふことは、これは一つの行き方じゃないか。何か東京都ではそういうふうなことがあるというふうなことも何つておりますけれども、そういう性質のものでございまして、一般の教員で組織いたします職員団体の中にそういう者が入る、あるいは俸給の一部を寄付するかどうかはわかりませんが、そういう形でそういうものを援助するといふことは、これは避けなければならぬことは仰せのとおりであらうというふうに考えるわけではございます。

○山崎(拓)委員 そのとおりでありまして、管理職の職員団体に入ればいいんです、しかし、そうではないとして日教組に入つておる、実態的には入つておるという教頭先生がなお存在する事実があるといふことを聞いておるわけではございまして、それではこの職員団体として、ただいま言われましたように、法律の保護を受けることはできないはずでございますから、この点について十分

御調査をいただきたい、このように考える次第であります。

そこで、教頭は児童生徒の教育をつかさどるといふことが書かれておるわけではございますが、実際教頭先生は教べんをとつておられるわけでありまして。先般の国会でもこの点の質疑が行なわれましたけれども、やはり教頭職の法制化をやる以上は、教頭先生が学校の管理運営に専念できるように体制を極力必要がある。もちろん教頭先生もある程度の授業を持つてこれを教えるということは、やはり所屬職員の指導と申しますか、リーダーとしての常に新鮮な感覚を持ち続けるという意味で必要なことであると思ひますけれども、やはり重点は教頭の職務に移さないと、今日のような十時間以上も教べんをとつておるといふような実態では非常におそろくなるのではないかと思ひます。その点いかがですか。

○岩間政府委員 ただいま御指摘のとおり、教頭先生が授業を持たれるという例が多いわけではございます。現在、義務教育の学校は三万五千もございまして、その規模もまちまちでございます。一定規模以上の学校におきましては、ただいま御指摘のとおり、教頭先生が企画、管理、教員の指導、そういうふうないわゆる管理の事務に専念をしていただくといふことは望ましいことではございますが、現実問題として非常に規模の小さい学校等がございまして、そういう学校にもやはり教頭先生が置かれておるというところがございまして。そういう場合には、現在の教職員定数の配置がまだ十分でないという面もございまして、現実には数少ない先生の中で、あるいは事故があつたりあるいは研修に出かけられたりといふふうな場合には、やはり教頭先生がそのかわりをしていたらというふうな実態もございまして、またある意味ではそれが望ましいこともあろうかというふうなことを考えておるわけではございまして、ただいまおっしゃいましたことは、原則として、ただいまおっしゃいましたことは、原則として、個々具体的にになりました場合には、やはり教育を

担当していただくというふうな実態がある、またそういうことが実態に即しておるといふふうなことで、この際規定を入れさせていただきたいという次第でございます。

○山崎(拓)委員 実態に即しておるから入れられたといふことでございしますが、この実態をやはりぜひ改善をしなければならぬときが来ていると思ふのです。たとえば、これは現場の教頭先生から聞いたことでございしますが、しよつちゅう教育委員会から授業中に電話がかかってくる、そうしますと授業をやめて一々電話に應對をしなければならぬといふようなことでございまして、そのような場合にはむしろ校長にかかりに電話に出てもらつて、校長が教頭の職務を助けるというふうなことすら起こつておる、こういうことは非常にまずいんじゃないかという現場の先生のお話もございまして。

また、市教委が教頭を発令しておるようでありまして、大体その学校の教諭のそれぞれの専攻のバランスを考へて教頭先生の配置をやつてくれているけれども、それでもまだ、いま言つたような配置でございまして、専攻がダブる場合が起つておる。そうしますと、自分の専攻でないものを教頭が教えなければならぬ。全体の定数の関係でそうなるのでありまして、そういう弊害もあるように聞いておるわけではあります。こういう点はぜひ改善をしなければならぬと思ひますが、いかが考えられますか。

○岩間政府委員 御指摘のとおり、人事の配置が適切に行なわれるということが教育効果をあげる上では私は一番大事なことでありまして、考えているわけではございます。そういう意味から申しまして、ただいま御指摘になりましたような点につきまして、このたび定数の改善の法律案も提出いたしました御審議を願うというところでございまして、御審議を願うというところでございまして、その点はやはり定数の改善とかいふものと相まって、先生が御指摘になりましたような方向で進んでいくということが望ましいことは言うまでもないところでござい

す。特に、ただいま御指摘になりましたような不都合なことが起こらないように、やはりこれは人事管理の運営上十分気を付けていかなければならない。具体的な問題は都道府県の教育委員会あたりで十分考えていただくことであらうと思ひますから、そういう点につきましては、機会を見まして私どものほうも十分指導してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○山崎(拓)委員 この法律案が通りますと、いままで市教委の発令であつた教頭が県教委の教頭職としての任命になると思ひますが、その場合にはなお一そうこの問題が大きくなると思ひるのでございまして、やはり学校の実情を十分配慮した任命といふのは非常にやりにくくなると私は考へるのでありまして、その点を十分考慮して、今後この法律が成立をいたしましたときには、それに対する適切な措置を講ずるよう積極的に取り組んでいただきたいということを要望申し上げておく次第であります。

最後に、この教頭の待遇の問題でございます。前国会におきまします質疑の際に、文部大臣から、地方の小さい学校の校長先生よりも都市の大きな学校の教頭先生の給与が高いことはあつてしかるべきだ、こういうお話があつたわけでありまして、もちろんそれぞれの先生方の職務内容あるいは責任の軽重等によつて給与が決定されるということは当然のことでございますが、今日、教頭先生の待遇というのは、教員において一等級の俸給をもらつておられますが、大多数の県においては二等級ということになつておるわけでありまして、校長先生はこれすべて一等級でありますことは御案内のとおりであります。

そこで、この教頭職の地位の法制化ができません機会に、もちろん教頭になられた方でも一番若い経験のない方をいきなり一等級にするといふのは問題があると思ひますけれども、一定の熟練の期間を配慮して教頭の先生の待遇は一等級にすべきではないか、かように考へるわけですが、大臣いかがですか。

○奥野国務大臣 全く同感でございます。適当な機会を得次第、そのような指導方針を通達したい、かように考へておるところでございます。少なくとも教頭にあられた年数を経過していかるとか、大きな規模の学校の教頭さんでありますとかという方々につきましては一等級に格づけをしてもいい、かように考へておるところでございます。

○山崎(拓)委員 時間が参りましたので、最後に文部大臣にお伺いしたいのですが、この教頭職の法制化をめぐつて、あるいは常日ごろ日教組が主張いたしておられますことは、教育の民主化ということでありまして、この教頭職の法制化といふのは学校の管理運営の強化である、非常に文部省の強権的なやり方であるといふことを言つておられるわけでありまして、さすれば、学校の先生の中には、大学を出たばかりの方もおりますし、非常に古い、教育上の経験はもちろん、人生の経験もあるいは社会的な経験も十分積んだ先生もおられるわけでありまして、それらの先生方が学校の経営、管理運営を、あるいは教育の方針等を決定する際に、職員会議を中心としたしまして、全く平等、平等の形で、いわば多数決によつてきめていくというところが妥当なものであるか、これがほんとうの平等といふものであるか、私は非常に疑問に感ずるわけでございます。日教組の組織そのものはきつめて権力的な組織でありますけれども、そういう硬直化した組織を持つ日教組の主張が、常に民主化だ民主化だといふことはまことに奇異に感ずるわけでございますが、そのような指摘を日教組がしておられるわけでございます、あくまでも民主的に、あらゆる先生が平等な形で発言をしてもいいことをきめていく、しかも教育の権利といふものは、教育権といふものは学校の先生一人一人に存在するのである、こういうような主張で教頭職の法制化をはじめ、いわゆる管理運営上のいろいろな改善措置についてはまづこうから反対しておる現状であります。この点について私どもはもちろん反対であります、文部大臣、最後に、このよ

うな日教組の主張に対してどのようにお考へになつておるかお聞きいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○奥野国務大臣 学校の職場におきましても、それぞれの職務分担、これを明確にいたしまして、そしてお互いが協力を合せて教育の効果をあげていく、それに対して最善の努力を尽くしていかなければならない、かように考へておるところでございます。組合のほうで民主化といわれておる、その民主化の内容がよくわからないのですけれども、私は、いま申し上げましたようなことがほんとうの民主化の実をあげていくことではなからうか、こう考へておられるわけでございます。どうも組合が管理権を持ちたい、みんなが組合の言うとおりになつていけば民主化が達成されるのだという誤解があるのではないだろうか。組合幹部の言ひなりになれば民主化だ、私はそうは思ひません。どうも言うておられるところを見ますと、組合幹部の言ひなりに学校、現場を持っていきたいといふことが民主化と心得ておられるのじゃないか、かように考へるわけでございます。やはり現場に勤務されている方々の職務分担を明確にする、言ひかえれば学校管理を秩序立ったものにするといふことではなからうか、かように考へるわけでございます。あくまでも行政の組織に従ひまして、みんなが力を尽くし合うようにしていかなければならない。尽くし合えるような管理にしていかなければならない。それはやはり校長さんなり教頭さんなりそれぞれがその任務を正確に達成していくことによりまして、それぞれの先生方がその職務を守つて最大限の力を發揮していくことができるようになるのじゃないか、かように考へるわけでございます。組合活動を一生懸命やっておれば組合に認められて、そうして重要視されていくんだといふことであつてもいけない、かように考へるわけでございます。あくまでも組合は勤務条件の維持改善をはかるためにお互いに団結することが許されているのだ、それ以外に組合というものが教育を自分たちの自由に運んでい

くんだといふようなことを考へにならないように自覚してもらいたいものだな、かように念願をしておるところでございます。

○山崎(拓)委員 どうもありがとうございます。(拍手)

○稲葉委員 橋樑進君。

○橋樑委員 私は昨年末の補欠選挙で福岡県から選出された議員であります。私の選挙戦の最中に、社会党の高教組の委員長が立候補されました。選挙戦を戦つたわけでございますが、選挙戦の後半になりましたから、いわゆる学校の先生方が年休をとられました選挙運動をされたわけでございます。年休ではございますが、革命休暇と称せられて運動されました。その間、一日約延べ三万人から十三万人の生徒が放置されたのでございまして、私は、年休をとられましたから、そのことにつきましてはとやかく申しませんが、私はこのことから教育問題につきまして非常に関心を持つたのでございます。

選挙が終わりました、私の地元で若干調査をいたしましたところ、学校に教頭が二人いるという学校があるわけでございます。片方はいわゆる教育委員会、校長さんから任命された教頭と、もう一つは組合から選ばれた教頭と、そういう二頭立ての教頭がいるということを聞きまして、私は非常にびっくりしたのであります。私のこの短い期間で、またきわめて小さな地域におきまして、そういった学校が二校あるということを発見したわけでございます。したがって、私は、これはいかんという非常な危惧を持つものでございまして、したがって、学校を監督、指導されております文部省は、そういった事態について、何校ぐらいあるかということ調査されておられるのでございまして、私は参考までに伺ひたいと思ひます。

○岩間政府委員 公立の小・中学校におきまして教頭を二人以上置いている学校は、小学校におきましては二人が百五十一校、三人が十六校、四人

が十校でございます。それから中学校では二人が百六十三校、三人が二十八校、四人が二十校、そういう状態でございますが、これは正式に発令をされているものでございまして、ただいま御指摘になりましたようなことの実態につきましては、私も十分承知いたしております。

○橋樑委員 もう一問伺いたいのでございますが、全国で先生方が約九十万人余りおいでになると聞いております。そして日教組の組合員の方は約四五〇〇〇人だといっております。私の郷里におきましては、日教組のあり方というものにつきまして、先生方でも非常な批判が起こっております。先生方の政教支持の自由、また生徒の学習権の復活といったようなことを掲げられて運動が最近行なわれてまいりました。その残りの五五〇〇〇の先生方が非常に無気力になっているということを開いております。どうしてそういうことになったかといひますと、ストを行なっても処分が行なわれない、したがってストのやり得だといふような感じがあるわけでございます。したがって、ではどうしてそういうことになるのだ、違法行為があれば処分されるのが当然ではないかという非常に単純な質問をしたいわけでございますが、教育委員会が決定をして地教委が県教委のほうに持っているのは市町村ではそういった処分は教育委員会が上に乗っているという事例が非常に少なくなっているという聞いております。したがって、そういう違法ストを行なった先生方を処分するといふことが私は必要であると思っております。したがって、そういう意味から決然として処分を行なうというふうなシステムといひますか法律といひますか、そういうものを今後当局としては考えておられるかどうか、お聞きしたいと思います。

○岩間政府委員 ただいま御指摘ございましたストの処分状況でございますが、四十八年四月二十七日に行なわれましたストの処分は、先生も御案

内のとおり、福岡県を最初にいたしました。現在のところ二十五県、人数にいたしまして五万三千八百人の処分が行なわれているわけでございます。私も、違法行為を行ないました者に対する処分につきましては、今後とも厳重に法律が守られるようにしていきたいと考えておるわけでございます。現在処分の根拠になっております法規は、地方公務員法の三十七条というものがございまして、それから教員につきましては、教育公務員特例法におきまして、政治活動の禁止については国立学校の教員の例によるというふうな規定もあるわけでございます。先ほど先生が例を示されましたような、かりに年休をとりました政治活動を行なう、特定の候補者の選挙を行なうというふうなことは、現在、法令上禁止をされておるといふふうなものでございます。そういうものにつきましましては今後とも厳重な処分をするというふうな方向でいっていただきたいというふうに考えているわけでございます。

○奥野国務大臣 教育公務員につきましては、教育基本法の中に、特に学校は政治活動をしてはならないと、こう規定されておるところから顧みましても、政治活動につきましましてはみずから規制していかなければならない職種だと、かように考えておるわけでございます。裁判官でありますとか、自衛官でありますとかあるいは教育公務員とかといった方々が政治活動に興味を持たれますと、私は、非常に世の中がゆがめられていくおそれが多分にあるのじゃないか、かように考えますだけに、特に教育公務員みずから反省、自覚を強く持つてもらわなければならない、かように考えております。それだけにまた、その秩序を破った場合にはそれなりにきびしく処分されなければならない、かように考えておるわけでございます。昨年の春にかなり多くの方々が半日ストライキに参加された。これに對しましては、従来と違ひまして、多くの教育委員会がかなりきびしい態度をもって処分をしていただいたわけでございます。いま初中局長

から御報告申し上げたとおりでございます。今後といえども、そのような姿勢をさらに一そう強めていきたい、かように考えているわけでございます。また、教育長さんの会合でこの問題を討議いたしましたときに、やはり各府県がお互いに処分ということについては手をつないで努力しなければ教育界の秩序を確立することはできないということと、皆さんたちの間からそういうことが出たわけでございます。私はたいへんその際には意を強くさせていただいたわけでございます。今後とも不断の努力を続けることによって、より一そう教育公務員の自覚を強めていくこともできるのではないだろうか、かように考えておるものでございます。

○橋樑委員 どうもありがとうございます。

○稲葉委員長 次回は、来たる二十二日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十八分散会